

# 奈井江町強靱化計画

令和3年3月  
奈井江町

## 【目次】

### 第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨 ..... 1
- 2 計画の位置付け ..... 2

### 第2章 奈井江町強靱化の基本的考え方

- 1 奈井江町強靱化の目標 ..... 3
- 2 本計画の対象とするリスク ..... 4

### 第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 ..... 6
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 ..... 7
- 3 評価の実施手順 ..... 8
- 4 評価結果 ..... 8

### 第4章 奈井江町強靱化のための施策プログラムの策定等

- 1 施策プログラム策定の考え方 ..... 22
- 2 施策推進の指標となる目標値の設定 ..... 22
- 3 推進事業の設定 ..... 22

### 第5章 計画の推進管理

- 1 計画の推進期間等 ..... 35
- 2 計画の推進方法 ..... 35
- 【別表】 奈井江町強靱化のための推進事業一覧 ..... 36

# 第1章 はじめに

## 1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、奈井江町においても、大規模地震による影響も想定されるほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

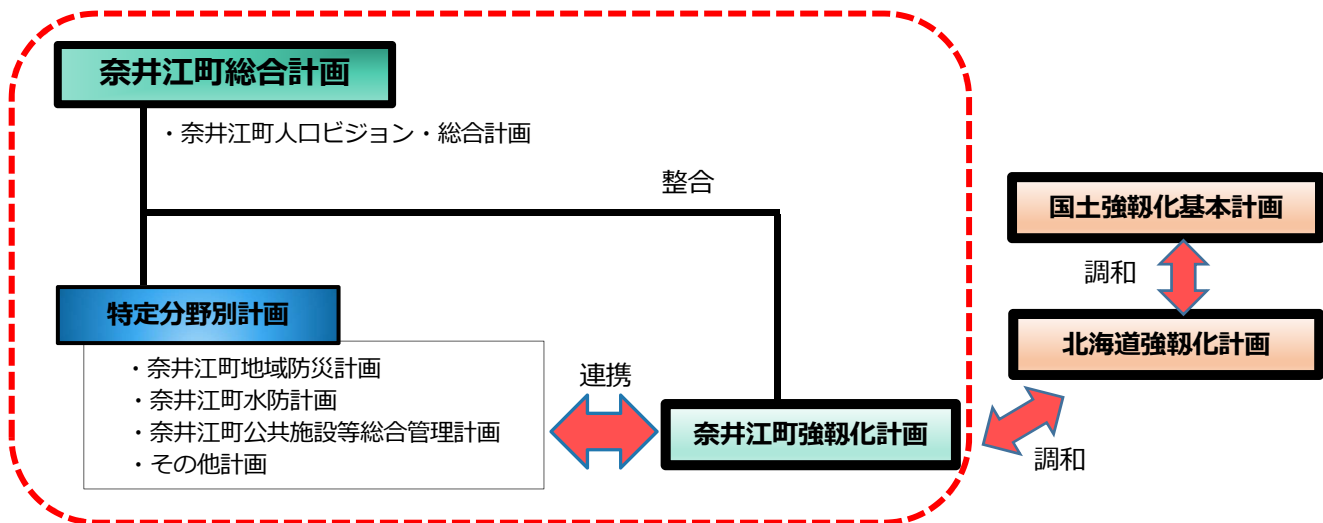
この間、奈井江町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「奈井江町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、奈井江町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、奈井江町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「奈井江町強靱化計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に係る部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針として位置付けられている。このため、奈井江町のまちづくり計画や他の分野別計画と連携・整合を図りながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携するとともに、国や北海道の強靱化につなげるため、「国土強靱化基本計画」「北海道強靱化計画」と調和を図りながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



## 第2章 奈井江町強靱化の基本的考え方

### 1 奈井江町強靱化の目標

奈井江町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

奈井江町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、奈井江町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを奈井江町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

#### 《奈井江町強靱化の目標》

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産及び本町社会経済機能を守る。
- (2) 本町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する。
- (3) 本町の持続的成長を促進する。

## **2 本計画の対象とするリスク**

奈井江町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。また、大規模自然災害の範囲については、目標（1）に掲げる「町民の生命・財産と奈井江町の社会経済システムを守る」という観点から、奈井江町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（2）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、奈井江町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

### **2-1 奈井江町における主な自然災害リスク**

#### **(1) 地震**

過去に、浦河沖地震（1982 年）、釧路沖地震（1993 年）、北海道南西沖地震（1993 年）、十勝沖地震（2003 年）など発生しているが、本町では震度 3 以下で、幸いにも被害はなかったものの、北海道胆振東部地震（2018 年）では震度 4 を観測し町内全域で停電が発生した。

#### **(2) 火山噴火**

道内の常時観測火山（9 火山：アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山）の周辺には該当しないが、1977 年の有珠山噴火では、町内でも降灰が確認されている。

#### **(3) 豪雨／暴風雨／竜巻**

過去 30 年の台風接近は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、1988 年の低気圧による豪雨、2004 年の台風 16 号など大雨や強風等によって被害が発生している。

## ●奈井江町の豪雨等により主な被害の状況

### 《1981年台風被害》

半壊 7棟、床上浸水 53世帯、床下浸水 122世帯、農業被害 669.4ha  
道路被害 40ヶ所、橋梁 2か所、河川被害 35ヶ所、林道 1か所  
水道施設 1ヶ所、下水道施設 1ヶ所  
被害総額 66億9,036万1千円

### 《1988年豪雨被害》

床上浸水 14世帯、床下浸水 107世帯、農業被害 152ha、道路被害 27ヶ所  
河川被害 23ヶ所、林道 1か所、水道施設 1ヶ所、下水道施設 1ヶ所  
被害総額 1億9,133万9千円

### 《2004年台風被害》

全壊 17棟、半壊 14棟、一部破損 45棟、農業被害 1,295.7ha  
人的被害（軽傷） 3名、林業被害 3ヶ所、商工業被害 33ヶ所  
街灯大看板 3ヶ所、農業施設 447ヶ所、水道施設 1ヶ所、文教施設 4ヶ所  
被害総額 2億4,315万9千円

## （4）豪雪／暴風雪

豪雪地帯に指定されており、大雪や吹雪による交通障害が発生しているほか、農業用ハウスの倒壊や人的被害も発生している。

### 《2012年豪雪被害》

一部破損 2棟、人的被害 3名（重症1名、軽傷2名）、農業施設 37ヶ所  
被害総額 727万5千円

## 2-2 町外における主な自然災害リスク

### （1）首都直下地震

- 発生確率 … M7クラス、30年以内に70%
- 被害想定 … 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、  
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

### （2）南海トラフ地震

- 発生確率 … M8～M9以上、30年以内に70～80%程度
- 被害想定 … 死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、  
建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

## 第3章 脆弱性評価

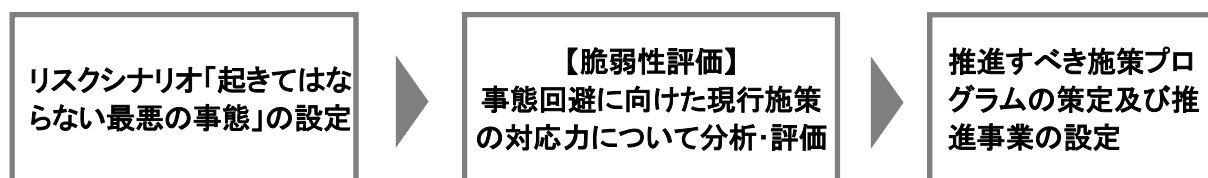
### 第3章 脆弱性評価

#### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

奈井江町としても、本計画に掲げる奈井江町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、奈井江町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施。
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた奈井江町の対応力についても併せて評価リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定【脆弱性評価】、事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価、推進すべき施策プログラムの策定及び推進事業の設定。



## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など奈井江町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、奈井江町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定するとともに、安全・安心で持続可能なまちづくりを推進にあたってSDGsの理念に沿って、町民・地域団体・企業などあらゆる活動主体と連携し、国土強靱化に関わる様々な課題を統合的に解決していく視点をもって取り組むこととした。

### 【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護   	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施 	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保 	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	 	4-2 食料の安定供給の停滞
	 	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
	 	
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

※ すべての項目に関わる開発目標



### 3 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

### 4 評価結果

評価結果は次のとおり。

## (1) 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

#### 【評価結果】

#### (住宅等の耐震化)

- 町内の住宅の耐震化率は、約 61.3%であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、社会体育施設、医療施設などの不特定多数が集まる施設のほとんどは、耐震基準を満たしているものの、災害時に対策本部を担う役場庁舎や指定避難所となる社会教育センターは耐震基準を満たしていない状況であることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

#### (建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、今後、先を見通した中で、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「奈井江町公共施設等総合管理計画」(平成 29 年 3 月策定)に沿った維持管理及び建て替え、用途廃止等を適切に行う必要がある。また、町営住宅の老朽化対策についても、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 公営住宅等の管理戸数は 10 団地 100 棟 484 戸(令和 3 年 2 月現在)となっているが、老朽化した住宅を「奈井江町公営住宅等長寿命化計画」(平成 30 年 1 月策定)に基づき、計画的に改修及び用途廃止などを実施する必要がある。

#### (避難場所の指定・整備)

- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、事前に避難所に必要な設備の整備や住民が主体となった運営体制の構築が必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所(社会教育センター)の機能充実に努めるとともに、福祉避難所(社会教育センター)に関する情報の普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進するとともに、主要な避難場所に、公衆無線 LAN の環境整備を行う必要がある。

#### (緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

## 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 奈井江町は、北海道地域防災計画における「火山周辺市町村」には該当しないが、大規模な火山噴火に伴う降灰に対する警戒が必要である。
- 急傾斜地崩壊区域は 9 か所、土石流危険渓流区域は 14 か所指定が行われている。また、「奈井江町防災ハザードマップ」の中に土砂災害の危険区域を示し、全町民へ周知を図っている。今後は、避難の実効性を高めるためのわかりやすい情報発信などを行い、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

## 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### 【評価結果】

(洪水ハザードマップの作成)

- 防災ハザードマップを作成し、町民に対する周知、防災訓練等を行っているが、今後とも円滑かつ迅速に避難できる体制を継続して構築する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を防止するための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきたが、市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、浚渫や伐木・雑木の繁茂等による河川流下能力の低下要因を排除するなど、その維持確保に努める必要がある。また、近年、アイスジャムによる河川の増水事例もあることから、河川の監視機能についても充実する必要がある。
- 樋門・樋管、排水機場の河川管理施設については、老朽施設の改修を進めているところだが、今後も、国や北海道と連携を図りながら、計画的に施設の適切な維持管理を行う必要がある。

#### 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

##### 【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 暴風雪による通行規制や復旧見込みの情報など、各道路管理者(国・道・町)が連携し、地域住民のほか観光客等も含め、迅速かつ正確な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

(防雪施設の整備)

- 防雪施設については、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に整備を進めているが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進める必要がある。

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者(国、道、町)において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情や除雪機械の老朽化のほか、堆積場の確保など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題も抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

#### 1-5 積雪寒冷・感染症対応を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

##### 【評価結果】

(積雪寒冷等を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具のほか、感染症対策として換気設備やパーテーション、テントなどの備蓄品整備など避難所等における防寒・感染症対策に取り組む必要がある。

## 1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### 【評価結果】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後も、より迅速で確実な情報伝達を行うため、操作方法等の習熟を図る必要がある。

(住民等への伝達体制の強化)

- 国のガイドラインを踏まえ、各種災害に係る避難勧告等の発令基準等の見直しを進める必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が整備する国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達手段に必要な防災行政無線の整備やホームページ、北海道防災無線システム、「Lアラート（公共情報コモンズ）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LANを整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する避難行動要支援者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿の活用を含めた避難体制の整備が必要である。

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(防災教育の推進)

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の組織率向上等に取り組む必要がある。
- 防災教育の推進に向けて、関係機関と連携し、多様な人材育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

**2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応援対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、奈井江町、民間企業・団体等との間で締結している防災に関する各種協定等について、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を確保し、協定者や対象業務の拡大など協議・検討を行う必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、支援活動や関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公共施設の活用など施設整備のあり方について、関係機関と連携のもと、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため、啓発活動に取り組む必要がある。
- 要配慮者向け物資を含めた非常用物資の備蓄体制を強化する必要がある。

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 地域防災計画の推進や防災訓練など関係行政機関との連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 自衛隊は、大規模自然災害における救助・救援活動の中心として大きな役割が期待されていることから、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため、救急活動等に必要な資機材の整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の拡充についても整備しておく必要がある。

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### 【評価結果】

(被災時の保健医療体制の強化)

- 災害時の保健医療確保のため、実災害を想定した実動訓練を各機関との連携のもと、効果的に実施する必要がある。
- 災害時の救命医療や被災地からの傷病者の受入などの災害時の医療拠点の機能を確保するため、奈井江町立国民健康保険病院において応急用医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。



(防疫対策)

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種の接種率向上を図るとともに、避難所等における衛生管理の体制整備に取り組む必要がある。

(3) 行政機能の確保

**3-1 町内外における行政機能の大幅な低下**

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集体制、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所のほか、町長不在時の明確な代行順位など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画を策定する。今後は、訓練などを通じ本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。

また、必要に応じて地域防災計画の見直しを行う等、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。

- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、将来的な団員の担い手不足の課題がある中で、地域の防災力・水防力を維持・強化するためには、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害対策本部を担う役場庁舎は、老朽化が著しく耐震基準も満たしていない状態である。

現在、建て替えに向けた計画を進めているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など対応拠点として業務を継続できる機能を持った庁舎となるよう整備する必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害時における業務の継続体制を確保するため、業務全体を対象にした業務継続計画を整備する必要がある。
- 災害発生に伴う停電等の発生に備えるため、公共施設への自家発電や外部電源接続装置の設置を進める必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うとともに、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備などの応援・受援体制を構築する必要がある。

#### (4) ライフラインの確保

##### 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(電力基盤の整備)

- 電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上、電源の多様化、分散化を推進する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、国や北海道と連携を図るとともに、空知地方石油業協同組合との協定に基づき、災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

##### 4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農業の体質強化)

- 現在、本町の農業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(食料品の販路拡大)

- 災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食のブランド化と高付加価値化などによる販路の開拓・拡大の取組など、持続可能な農業経営を推進する必要がある。

#### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

##### 【評価結果】

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 災害時においても、中空知広域水道企業団を構成する市町と連携を図りながら、給水機能を確保するため、配水池など水道施設の計画的な整備を促進するとともに、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進していく必要がある。

(水道施設の防災機能の強化)

- 水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽などの施設整備や応急給水体制の整備を進めるとともに、広域での受援体制の整備も行うなど防災機能の強化を図る必要がある。

(下水道施設等の老朽化対策等)

- 災害により下水道機能が低下した場合においても業務が継続できるように、被災した下水道機能を早急に復旧させるため、下水道事業業務継続計画に基づく速やかな応急復旧を行うとともに、住民への周知も含めた危機管理体制の強化を図る必要がある。
- 施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせないストックマネジメント計画を策定し、今後、増大する老朽化施設の改築更新等を計画的に進める必要がある。
- 下水道処理区域外においては、合併処理浄化槽を設置することにより、生活排水の適正な処理を推進するとともに、老朽化した浄化槽の更新について検討する必要がある。

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### 【評価結果】

##### (交通ネットワークの整備)

- 災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

##### (道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 路面正常調査の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を計画的に実施する必要がある。橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

## (5) 経済活動の機能維持

### 5-1 長期的または広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 東日本大震災やコロナ禍において、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業における事業推進体制の強化)

- 町内企業の事業継続計画の策定を促進するため、国のガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、関係機関と連携しながら、その策定を支援する必要がある、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、被災企業に対する金融支援等のセーフティネット策を確保する必要がある。

## (6) 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 【評価結果】

#### (森林の整備・保全)

- 本町の全面積の約 55%を森林が占めており、大規模災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の地域強靱化に影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を北海道と連携しながら計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

#### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。
- 揚水機場、排水機場等の施設の老朽化対策について、適切な維持管理を行うため、国道と連携しながら施設更新事業を推進する必要がある。

## (7) 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

### 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

#### 【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 当町と建設業協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合であっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、本町と国、道との行政職員の応援・受援体制を強化する必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 復旧・復興が迅速かつ円滑に進むよう、町民の協働意識の醸成やボランティア、企業との連携など、地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。

## 第4章 奈井江町強靱化のための施策プログラムの策定等

### 1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、奈井江町における強靱化施策の取組方針を示す「奈井江町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

### 3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、奈井江町が主体となって実施する事業を設定し、別表に整理する。また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

#### 【奈井江町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 18 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載。
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。



## 1. 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 「奈井江町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
- 災害対策本部を担う役場庁舎の建て替えに加え、指定避難所となっている施設の耐震化や老朽施設の改修など災害時も見据えた施設の適正な管理を推進する。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、「奈井江町公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- 公営住宅等の老朽化対策については、「奈井江町公営住宅等長寿命化計画」に沿って、計画的な建替事業、改善事業、老朽化ストックの取壊しなどを実施する。

(避難場所等の指定・整備)

- 災害の種類や状況に応じて安全な避難場所を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所について、整備の状況や安全性、管理の状況などその適切性について不断から把握し、必要に応じて改善を図る。
- 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安全確保を図るため、福祉避難所（社会教育センター）の適正な機能確保を促進するとともに、住民等に対する福祉避難所（社会教育センター）に関する情報の周知に取り組む。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、地域の実情に応じた施設の適正な整備・管理を促進する。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。

#### 《指標》

・住宅の耐震化率 約 61.3% (H22)	→ 90.0% (R6)
・小中学校の耐震化率 100.0% (R2)	→ 100.0%を維持 (R6)
・医療施設の耐震化率 100.0% (R2)	→ 100.0%を維持 (R6)
・社会体育施設の耐震化率 100.0% (R2)	→ 100.0%を維持 (R6)
・指定緊急避難場所 20 箇所	→ 必要に応じて整備・見直し
・指定避難所 8 箇所	→ 必要に応じて整備・見直し

## 1 - 2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

- 火山噴火警戒情報について、降灰による町民の生活や健康への影響等を勘案しながら、注意喚起等の方法の検討を進める。
- 土砂災害による被害の低減に向け、奈井江町防災ハザードマップにおける土砂災害危険区域の住民への意識向上に繋がる情報発信を行うとともに、警戒避難体制の構築を図る。

### 《指標》

- |                  |            |             |
|------------------|------------|-------------|
| ・土砂災害警戒区域        | 23 か所 (R2) | → 必要に応じて見直し |
| ・土石流ハザードマップの作成状況 | 作成済み (H30) | → 必要に応じて見直し |

## 1 - 3 異常気象等による広域かつ長期的の市街地の浸水

(洪水ハザードマップの作成)

- 防災ハザードマップの住民への周知徹底を図るとともに、浸水想定区域図に基づく防災訓練等を各地域での実施を促進する。

(河川改修等の治水対策)

- 河道の掘削、築堤、雑木撤去などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を関係機関と連携を図りながら推進する。
- 浸水被害軽減のため、排水機場などの河川管理施設について、国や北海道と連携を図りながら、計画的な整備を推進する。

### 《指標》

- |                |            |             |
|----------------|------------|-------------|
| 防災ハザードマップの作成状況 | 作成済み (H30) | → 必要に応じて見直し |
|----------------|------------|-------------|

## 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。

(除雪施設の整備)

- 防雪柵など対策を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

(除雪体制の確保)

- 管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路となる路線については、優先的に除雪する体制を整備する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新を図る。

### 《指標》

- ・ 除排雪車両保有台数 (R2) 6 台 → 現状維持

## 1-5 積雪寒冷を想定した避難態勢等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 町が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄及び整備を推進する。

### 《指標》

- ・ 備蓄状況 毛布類 300 枚 (R2) → 必要に応じて追加
- ・ 発電機 11 台 (R2) → 必要に応じて追加
- ・ 暖房器具 12 台 (R2) → 必要に応じて追加

## 1 - 6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### (関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、町における衛星携帯電話等の整備など、通信手段の多重化を促進する。

### (住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の策定を促進する。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線等の整備を進めるとともに、避難所等への公衆無線 LAN 機能の整備、北海道防災情報システムとLアラート(災害情報共有システム)の効果的な運用、災害情報伝達手段の多重化を推進する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

### (防災教育の推進)

- 地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関等と連携しながら防災意識向上に向けた取組を推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

### 《指標》

- ・避難行動要支援者名簿の策定状況 策定済（R2） → 必要に応じた更新
- ・避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況（最新改改正）
  - 水害（R2） → 必要に応じて更新
  - 土砂災害（R2） → 必要に応じて更新
- ・防災訓練等の毎年実施 → 住民参加と防災教育推進

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（物資供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、応援協定を結んでいる民間企業・団体等とも、防災訓練などを通して平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。

（非常用物資の備蓄促進）

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、広域での物資調達等の体制整備に取り組む。
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。

### 《指標》

- ・防災関係の協定件数 19 件（R2） → 必要に応じて締結

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や町など関係機関が連携した取組を推進する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防機関の災害対応能力の強化に向け、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

### 《指標》

- ・ 消防団員数 57 人 (R2) → 現状の団員数を維持 (R6)

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化)

- 奈井江町立国保病院の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練の実施を検討する。
- 奈井江町立国保病院における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を促進する。

(災害時における福祉的支援)

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

## 《指 標》

- ・ 奈井江町立国保病院における災害実動訓練 未実施（R2） → 実施（R6）

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

（災害対策本部機能等の強化）

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に行う。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
- 災害時の災害対策本部機能の維持確保を図るため、役場庁舎の建て替えを促進する。

（行政の業務継続体制の整備）

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する。
- 行政情報システム機能の維持・継続を図るため、ICT業務継続計画（BCP）の策定など情報システムの機能維持のための取組を促進する。

（広域応援・受援体制の整備）

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る。

## 《指 標》

- ・ 災害対策本部を設置する庁舎の耐震化 0%（R2） → 100%（R6）

## 4. ライフラインの確保

### 4-1 エネルギー供給の停止

(電源基盤の整備)

- 電力の安定供給を確保するため、公共施設等の電力設備の耐災害性の向上、電源の多様化、分散化を推進する。

(避難所等への燃料供給の確保)

- 奈井江町と空知地方石油共同組合の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を推進する。

### 4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農業は高い食料供給力をもっており、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

(農業の体質強化)

- 本町の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手の育成確保対策、スマート農業を始め、農業分野におけるデジタル技術の活用など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

(食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。

#### 《指標》

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| ・農家戸数 165 戸 (R2)       | → 担い手確保に対する支援を推進 |
| ・耕作面積 1,809.2ha (R2)   | → 現状を維持          |
| ・認定農業者への農地集積率 93% (R2) | → 95%(R6)        |



### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

- 災害時においても給水機能を確保するため、中空知広域水道企業団の構成市町と連携を図り、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。

(水道施設の防災機能の強化)

- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに、広域での受援体制の整備など防災機能の強化を図る。

(下水道施設等の対策)

- 災害時に備えた下水道事業業務継続計画に基づく取組とともに、危機管理体制の強化、下水道施設の耐震化、ストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
- 下水道処理区域外の生活排水の適正な処理を推進するため、単独浄化槽及び汲み取りから合併浄化槽への転換を促進する。

#### 《指標》

- ・ 上水道の基幹管路の耐震適合率 0% (R2) → 耐震化の推進 (R6)
- ・ 下水道事業業務継続計画の策定状況 策定済 (H28) → 必要に応じて更新
- ・ 下水道施設ストックマネジメント計画の策定状況  
未策定 (R2) → 策定 (R5 以降)
- ・ 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率 0% (R2)  
→ 下水道施設ストックマネジメント計画を策定し対策を推進 (R6)

### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備)

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

(道路施設の防災対策等)

- 路面正常調査の結果を踏まえた舗装修繕等の必要箇所への対策工事を計画的に実施する。
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施

設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を推進する。

**《指 標》**

- ・ 橋梁長寿命化補修数 6 橋 (R2) → 3 橋 (R6)
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 策定済み (H25) → 更新予定 (R5)

## 5. 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、立地に向けた取組を促進する。

(企業の業務継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、町内の中小企業等における事業継続計画の策定を促進する。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。

**《指 標》**

- ・ 新規立地企業 (法人) 件数 1 件 (R2) → 2 件 (R6)
- ・ 事業継続力強化支援計画 策定中 (R2) → 策定 (R6)
- ・ 町内企業の事業継続計画 未策定 (R2) → 5 事業所策定 (R6)

## 6. 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。
- 揚水機場、排水機場等の施設の老朽化対策について、適切な維持管理を行うため、国と道と連携しながら施設更新事業に取り組む必要がある。

#### 《指標》

- ・ 多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積

2,232.9ha (R2) → 現状を維持 (R6)

- ・ 町有林において多様な方法で更新する人工林の面積

69.3ha (R2) → 現状を維持 (R6)

- ・ 排水機場の老朽化対策 (3 施設の大規模改修)

2 施設/ 3 施設 (R2) → 残る 1 施設の更新に向けた事業実施計画の策定・採択 (R6)

## 7. 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、町の災害廃棄物処理計画について、国、道の計画との整合を図りながら早期に策定するなど、廃棄物処理体制を整備する。

#### 《指標》

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R2) → 策定 (R6)

## 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路啓開、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑に進むよう、町民の協働意識の醸成やボランティア、企業との連携や協働により、地域力が向上するよう、平時からの取り組みを推進する。

### 《指標》

- ・ 災害時における応急対策業務についての協定の充実

## 第5章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年とし、「まちづくり計画」と同一の期間とする。(令和3年度から令和6年度まで)

なお、計画期間においても、社会情勢の大きな変化等により、計画内容の抜本的な見直しが必要な場合には、適宜見直しを行う。

また、本計画は、奈井江町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 計画の推進方法

#### 2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

#### 《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国や道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくという計画・実施・評価・改善といったPDCAサイクルを構築し、奈井江町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

**【別表】 奈井江町強靱化のための推進事業一覧**

強靱化のための施策プログラム		主な推進事業
<b>1 人命の保護</b>		
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	体育館大規模改修事業、公営住宅等整備事業、役場庁舎建設事業、都市公園等整備事業
1-2	火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	排水機場維持管理事業、国営造成施設管理体制整備促進事業、雨水整備事業（社会資本整備総合交付金）、河川維持管理事業 河川整備事業（社会資本整備総合交付金）
1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	除排雪事業（社会資本整備総合交付金）、除雪車両購入事業（社会資本整備総合交付金）
1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	防災用備蓄品購入事業
1-6	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	防災訓練実施事業、防災啓発・教育活動事業、即時伝達システム導入事業、公共施設公衆無線 LAN 整備事業
<b>2 救助・救急活動等の迅速な実施</b>		
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	防災用備蓄品購入事業
2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	各種消防車両整備事業
2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	感染症予防対策事業、災害救助物資備蓄事業
<b>3 行政機能の確保</b>		
3-1	町内外における行政機能の大幅な低下	役場庁舎建設事業
<b>4 ライフラインの確保</b>		
4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	
4-2	食料の安定供給の停滞	スマート農業推進事業、産地ブランド確立支援事業、中心経営体農地集積化促進事業、農業次世代人材投資事業 農業競争力基盤強化特別対策事業
4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止	汚水整備事業（社会資本整備総合交付金）、個別排水処理施設整備事業、下水道施設更新事業（社会資本整備総合交付金）
4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	道路整備事業（社会資本整備総合交付金）、道路維持管理事業、橋梁整備事業（社会資本整備総合交付金） 橋梁維持管理事業
<b>5 経済活動の機能維持</b>		
5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	奈井江町中小企業振興保証融資

6 二次災害の抑制		
6-1	農地・森林等の被害による国土の荒廃	高島排水機場道営農村地域防災減災事業、林道京極線開設事業、森林環境保全直接支援事業、未来につなぐ森づくり推進事業 多面的機能支払交付金事業、有害鳥獣被害防止対策事業
7 迅速な復旧・復興等		
7-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	
7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	